



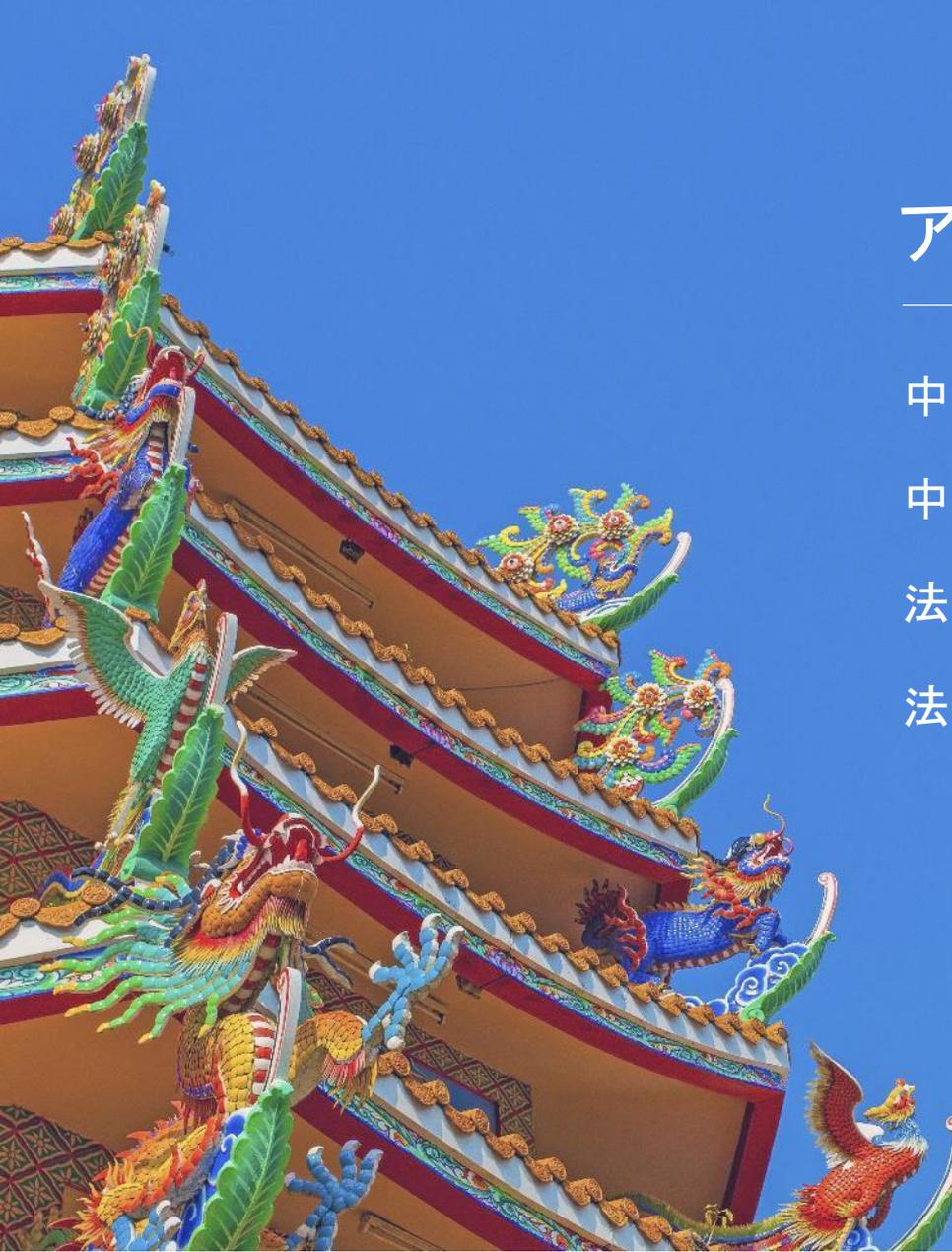
中国 移転価格税制 の最新動向

KPMG中国

—

2016年3月





アジェンダ

中国移転価格業務の執行状況

中国移転価格法規定全面改定の背景

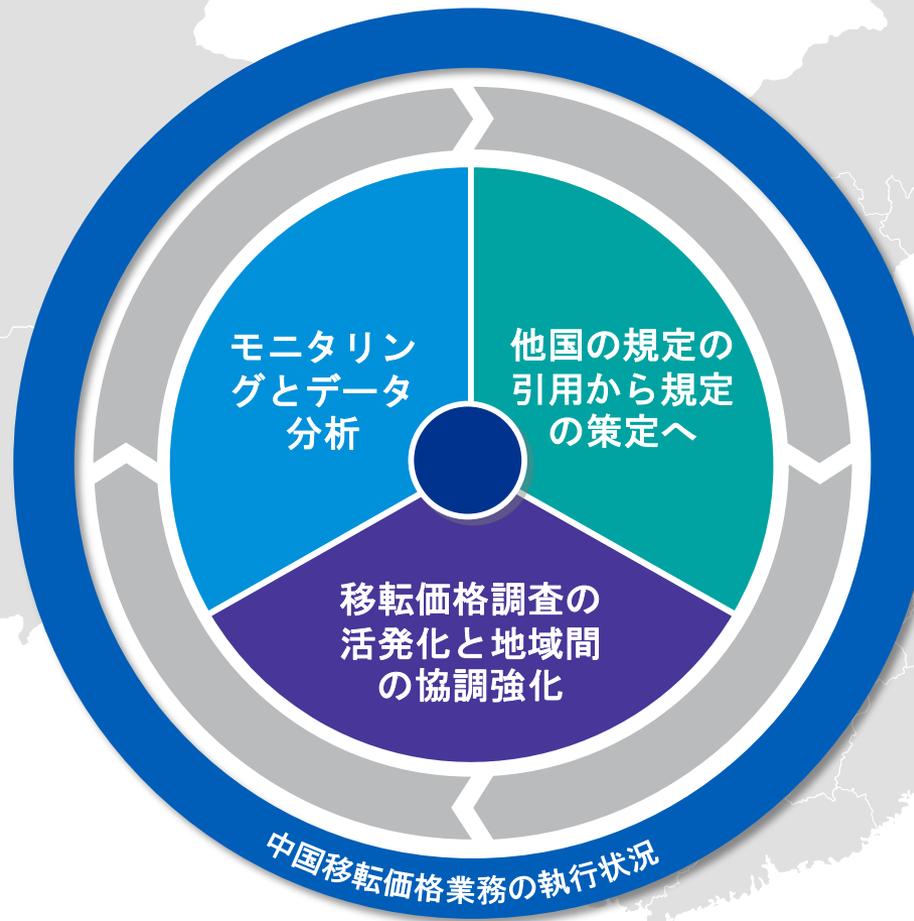
法規定の主な変更点

法規定の改定がもたらす課題と対策



中国移転価格業務の 執行状況

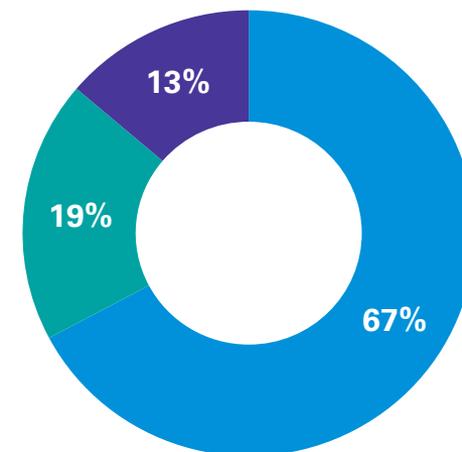
中国移転価格業務の執行状況



中国移転価格業務の執行状況(続き)

移転価格業務執行の厳格化

移転価格管理による税収額						
(単位：十億人民元)	2010	2011	2012	2013	2014	2015
管理	7.2	20.8	28.3	37.7	39.6	41.0
調査	2.3	2.4	4.6	4.6	7.9	11.6
サービス	0.8	0.7	1.7	4.6	4.8	8.4
合計	10.3	23.9	34.6	46.9	52.3	61.0



管理

67%

全国的な関連者取引の同時文書の審査、移転価格自主調整、移転価格調査の追跡管理を含む日々の租税回避対策の管理

調査

19%

棚卸資産売買、役務取引、無形資産取引、持株譲渡取引等に関する正式な移転価格調査

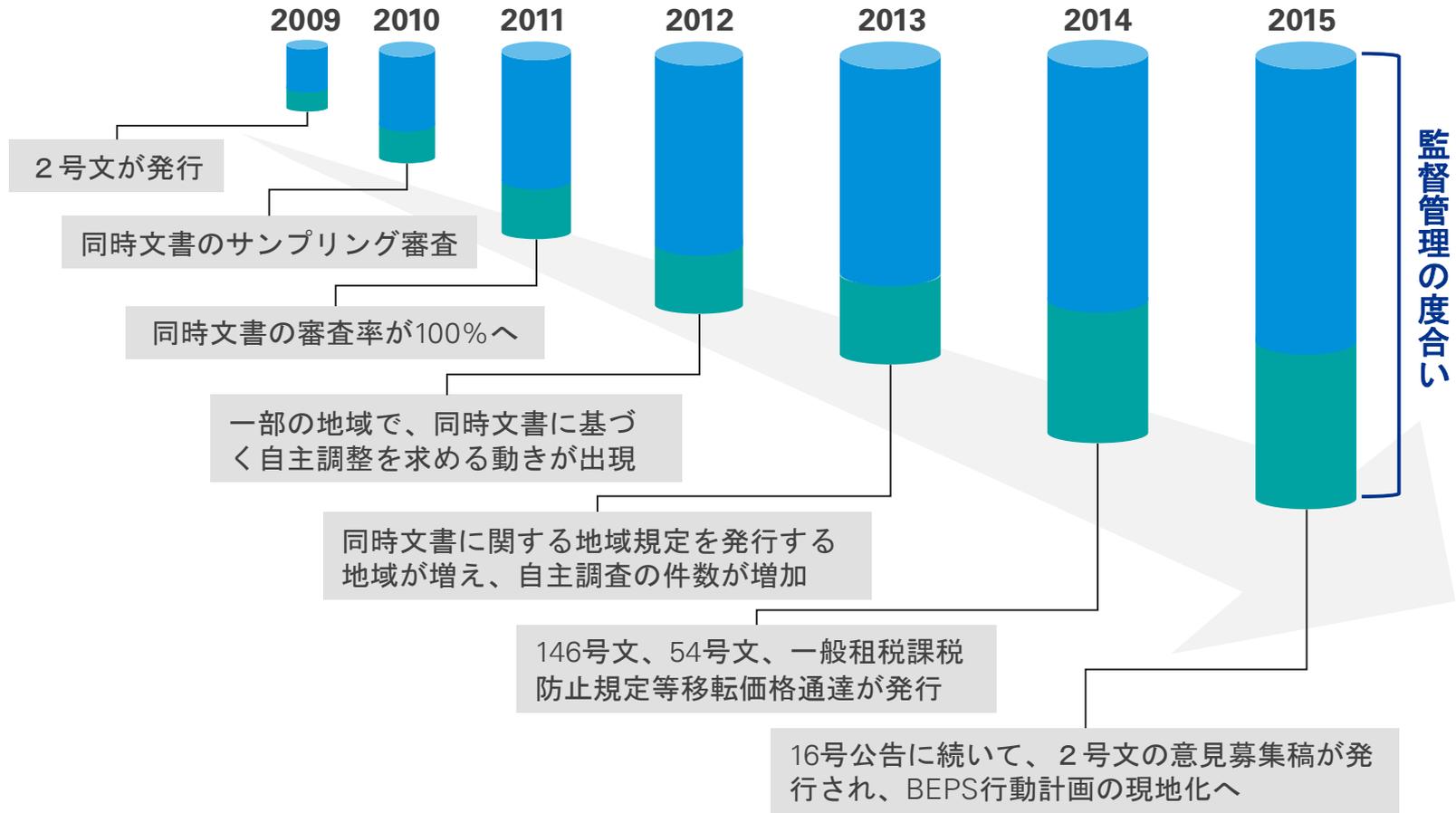
サービス

13%

事前確認、相互協議

中国移転価格業務の執行状況(続き)

移転価格に関する管理が年々強化される





中国移転価格法規定 全面改定の背景

中国移転価格法規定全面改定の背景 (国際)



- BEPSとは、多国籍企業が国際課税ルールの抜け穴、および各国税制の相違点や不整合を利用して、二重不課税を図るなど各国の税源を浸食する行為を指す。
- BEPSへの対応策として、2013年7月、OECDは、BEPS行動計画を公表。同年9月にサンクトペテルブルクで開催されたG20サミットで、諸国から全面的な支持を得た。
- 2015年10月に最終報告書が公表され、施行の段階に入った。
- BEPS行動計画の基本原則は、経済活動が行われ価値が創出される場所で利益が課税されるべき。

OECDモデル条約および
OECD移転価格ガイドラインの改定

国内税法および税収協定を改定し、
経済活動および価値創出に基づき、課税を行う

中国移転価格法規定全面改定の背景

- BEPS行動計画の概要



行動1: 電子経済の課税上の課題への対処

電子経済から生ずる問題点を指摘する



問題点の指摘

行動2: ハイブリッド・ミスマッチ効果否認

ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内ルール設計に関する勧告

共通のアプローチ

行動3: 効果的なCFC税制の構築

外国子会社の利益を親会社の利益に合算することに関して、各国が最低限度導入すべき国内ルール設計に関する勧告

ベスト・プラクティス

行動4: 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限

支払利子等の損金参入を制限する国内ルール設計に関する勧告、移転価格ガイドラインの改正

共通のアプローチ

行動5: 有害税制への対策

加盟国の優遇税制審査の最終化、OECD非加盟国を関与させる。



ミニマム・スタンダード

ミニマム・スタンダード

行動6: 租税条約の濫用防止

条約締結国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定および国内ルール設計に関する勧告を策定する

スタンダードの改定

行動7: 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するための租税条約の改正

スタンダードの改定

中国移転価格法規定全面改定の背景

- BEPS行動計画の概要



移転価格に関
連する項目

**行動
8-10:** 移転価格税制（無形資
産、リスクと資本、そ
他の租税回避の可能
性が高い取引）

親子会社間等で、特許等の無形資産の移転、リスクの移転または資本の過剰な配分、および関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する移転価格ガイドラインの改正



行動11: BEPSの測定とモニタ
リング

収集されるデータおよびその分析に関する勧告

行動12: タックス・プランニン
グの開示義務

タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告

ベスト・
プラク
ティス

行動13: 移転価格同時文書と国
別報告書

移転価格税制の文書化に関する規定を策定する
多国籍企業に対し、国ごとの所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、
共通様式に従って各国政府に報告させる

ミニマ
ム・スタ
ンダード

行動14: 相互協議の効果的実施

国際政務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決するモデル租
税条約の改正



ミニマ
ム・スタ
ンダード

行動15: 二国間条約改正のため
の多国間協定の開発

BEPS対策措置を効率的に実現するための多国間協定の開発



中国移転価格法規定全面改訂の背景(国内)

2号文意見募集稿

移転価格指針の
全面改訂

徴収管理法の改定
個人所得税の改革

検討中

2015年9月・60号公告

非居住者企業への優遇税制の行政手
続きの簡略化

2015年6月・45号通達

費用分担契約の行政事務手続きの
簡略化

2015年3月・16号公告

国外のロイヤルティ関連規定をさ
らに強化

2014年11月・総局令32号

一般租税回避対策の規定の発布

2015年2月・7号公告

非居住者企業特有の居住者企業持
分譲渡等の財産の間接移転の管理
を強化

2014年9月・54号公告

企業に税法を遵守し、自主追加徴収を行う
ことを要求

2014年7月・146号通達

国外サービス費とロイヤルティの徹底的な調査を開始

2014年6月・78号通達

税収の流失を防止するため、租税回避防止業務を引き続き
推し進める



法規定の主な変更点

2号文改定版の出所

BEPS行動計画

- 行動計画13 – 移転価格文書と国別報告書
- 行動計画8-10 – 移転価格税制（無形資産、リスクと資本、他の租税回避の可能性が高い取引）
- 行動計画3-効果的なCFC税制の構築

既存の法規定、指針

- 現行の2号文
- 363号文 – 単一機能の欠損企業
- 16号公告/146号文 – 国外への支払い
- 32号令 – 一般租税回避防止協定条約
- 54号公告 – 自主調整追加徴収
- 45号公告 – 費用分担契約
- 国連移転価格マニュアル – 地域特殊性要因

不明確な領域

- 来料加工企業の処理
- 事前確認における中位数の扱い
- 関連者取引の否定と再定義
- 相互協議後の中国側税額還付の根拠

2号文改定版の特徴

網羅性

- 2号文を基本枠組みとして、近年公布された一連の重要な移転価格の法規定を融合している。
- 国際移転価格領域の新成果を全面的に参考にしている。

特殊性

- BEPS行動計画を反映し、移転価格管理をよりグローバルスタンダードに合致させている。
- BEPS行動計画を参考としつつも、中国特有の概念も反映させている。

厳格性

- 関連関係、取引種類、関連情報の開示範囲を拡大させている。
- 移転価格業務執行における不明確な領域に対し、適用できる法律を提供（中位数の適用、取引の再定義、TNMM法における検証対象の選定等）。

2号文改定版の特色(続き)

新しい体系

三重の移転価格文書体制の確立

利益水準の監督管理指標体制の構築

新しい費用分担契約の
管理・監督体制

新しい方法

新しい移転価格算定方法

地域性特殊要因を考慮に入れる

無形資産の利益配分方法の導入

受益性役務の判断

移転価格調査に関連する
具体的実行

2号文改定版の特色(続き)

新しい章の追加

第六章 無形資産

第七章 関連役務

第十三章 利益水準の監督

明確化

関連者取引種類および
みなし関連者取引の明確化

関連資本負債比率の計算式の
明確化

移転価格調査等に係る遡及期間と
追跡管理期間を明確にし、
中位数の適用を明確にする

相互協議の結果に基づき、中国側
の税額還付の手続きを明確にする

事前確認の優先受理と拒否等の
関連状況を規定する

法規定の主な変更点

- 定義
- 地域性特殊要因への配慮
- 利益の配分法(DEMPE+**P**)
- 経済利益の証明
- 料率見直しのメカニズム

無形資産

- 受益性役務
- 地域性特殊要因への配慮
- 同時文書における開示義務

役務取引

- 三重構造
- 金額基準
- 提出期限
- 開示範囲
- 国内関連者取引

同時文書

法規定の主な変更点(続き)

- 来料加工企業の扱い
- TNMM法における検証対象の選定等
- 取引の再定義
- ゼロ調整通知
- 比較分析における地域性特殊要因への考慮
- 国内関連者取引
- 機能を果たさず、リスクを負担していない、実質性経営活動がない国外関連者に支払う費用

移転価格調査

- 優先受理と拒否
- 中位数の適用
- 手続き期限の変更

APA

- 価値貢献の配分法
- 資産評価方法：コスト法、市場法、収益法

移転価格算定方法



法規定の改定が もたらす課題と対策

法規定の改定がもたらす課題

移転価格管理・調査の厳格化

- **関連者取引の範囲の拡大**：持株譲渡、キャッシュ・プーリング、金融資産譲渡、無形資産範囲の拡大（政府許可、フランチャイズ経営権等）
- **関連者情報開示の範囲の拡大**：マスターファイル、ローカルファイル（バリュー・チェーン情報、役務取引、持株譲渡取引）
- **重点調査対象取引の拡大**：役務取引、無形資産取引
- **管理監督の強化**：従来の5年追跡管理期間を撤廃し、継続モニタリングに変更
- **調整方法の厳格化**：中位数の適用、逆TNMM、価値貢献法

既存の利益配分と価格設定方法の見直し

- **無形資産に係る利益の配分**：無形資産の価値に関する子会社の貢献度
- **中国地域性の特殊要因**：中国の超過利益への貢献
- **価値貢献法の導入**：独立企業間原則の枠組みを超えた方法の適用
- **逆TNMM**：バリュー・チェーンの全体利益配分への影響

法規定の改定がもたらす課題への対策



- 過去と将来に段階を分け、リスク対応が必要
- 子会社の個別対応から、本社主導によりグローバル対応へ

過去のリスク対応

- 戦略策定
- 調査対応体制の構築
- 移転価格調査対応
- 相互協議による2重課税の解決

将来に向けてのリスク対策

- 取引スキームの見直し
- 機能リスクの再編
- 事前確認の申請に関する検討

コンプライアンス対応

- サポート資料の整備
- グループ移転価格政策の一貫性と整合性の確保



KPMG連絡先

池 澄

中国香港地区統括 パートナー
KPMG中国・上海事務所
グローバル移転価格サービス

+86 (21) 2212 3433
Cheng.Chi@kpmg.com

大谷 泰彦

パートナー
KPMG中国・上海事務所
グローバル移転価格サービス

+86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

楊 揚

シニアマネジャー
KPMG中国・上海事務所
グローバル移転価格サービス

+86 (21) 2212 3372
yang.yang@kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in China.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.